

CDJカーボンサイクル補償規約

この度はCDJカーボンサイクル補償（以下、CDJ補償）をご検討いただき、誠にありがとうございます。CDJ補償のご契約にあたっては、以下の内容についてご確認、ご承諾いただく事が条件となりますので、必ずご一読ください。

1. 補償期間

CDJ補償の契約はCDJ補償申込書兼契約書をお送りいただき、当社が、E-MAIL又はFAXによって、受信した日を以って、内容に不備が無い場合に契約成立します。補償期間はそのCDJ補償申込書兼契約書に記載されている補償開始日（午前0時）から1年間（午後12時まで）となります。

2. 補償内容

1年間最大120,000円（税込）の修理費まで補償致します。なお、内訳として合計補償額が最大とならなくても次のどちらかの回数以下で補償は終結とします。

*超音波診断 2回まで

*カーボン補修 1回まで

なお、作業内容は次のようになります。

*超音波診断

超音波診断は損傷と疑われる箇所のみ1ヶ所のご依頼でも1回となります。また、フレーム、フォーク一式でも1回となります。

*カーボン補修

フレーム、フォーク、シートポストのカーボン損傷が発生した場合、そのカーボン部分について補償額の範囲内において補修致します。なお、最終仕上げはクリア塗装もしくはマットクリア塗装となります。また、補修する時にパーツ等が必要となった場合については、そのパーツ購入費用は、補償の対象とならないため、手配を含めて契約者様のご負担となります。（純正と同等の塗装修正をご希望の場合は別途実費にて承ります。）

3. 補償契約料

9,000円（税抜）/1年間

※ご依頼毎につき、次の免責料を頂戴致します。

*超音波診断 1,000円（税抜/1回につき）

*カーボン補修 2,000円（税抜）

4. 支払方法

補償契約料は契約時に販売店（CDJ補償取扱店）へお支払い下さい。CDJ補償申込書兼契約書に補償料の領収印が無い場合は無効となりますのでご注意ください。免責料については「10、免責料の支払い」をご確認ください。

5. 契約条件

お引き受けする車両はカーボン製の新車に限ります。専用のCDJ補償申込書兼契約書に住所、氏名、連絡先、車名、モデル名、車体番号、防犯登録番号、販売店確認印、契約者署名、契約料金領収印を明記、捺印のうえ、販売店よりE-MAILもしくはFAXでの申し込みが必要となります。

6. 契約者

CDJ補償は日本国内に居住されている個人の方が対象となります。法人契約はお受け出来ません。未成年の方は保護者の方が契約当事者であり、自転車所有者となりますので、保護者の方の承諾が必要となります。よって保護者の方もこの補償規約をご一読ください。また、75歳以上の方は契約出来ません。

7. 補償内容

(1) 通常使用において、損傷したカーボン部分について超音波診断もしくは補修による補償をします。転倒、落車による損傷、立て掛けておいて倒れたら損傷など、サイクリング、イベントに参加、練習中（室内練習含む）など、様々な使用状況下において、後記の免責事項の適否を判断して、対応します。

契約者（所有者）の故意・重過失のよるとき ×
単純な過失・事故によるとき ○

(2) 補償対象はフレーム、フォーク、シートポストにおけるカーボン部分とします。それ以外のパーツ等（ホイール、ハンドル、ステム、クラック他）については補償対象外となります。また、フレーム、フォーク、シートポストの構成品として金属が使われている部分についても対象外となります。

*お引き受け出来ないケース

以下の項目については補償をお受け出来ないケースもしくは補償契約出来ないケースとなりますので、十分にご注意ください。

- ・虚偽の申し込み、告知。（後日判明した場合、損害倍賞請求する事があります。）
- ・飲酒運転、薬物使用等運転・疾病を起因とする事故・法律違反の基に起きた損傷等、所有者運転者の故意又は重過失による損傷。
- ・UCI、JCF、JCIFが競技管理するレースに出場した際に起きた損傷。
- ・CDJ補償を譲渡したもの、されたもの。
- ・自転車がコピー品、模造品であったり、所有者が自動車に改造を加えたことにより、品質確認できないもの。
- ・自転車の所有者、契約者以外の者が、契約者の承諾を得、又は得ないで、自転車を損傷させた場合。但し、契約時に、運転者が未成年であることによって、親権者である者が、所有者、契約者となったときは、免責の対象外とする。
- ・自然災害、戦争、テロ等による損傷。
- ・自転車の損傷の程度が甚だしく、修理代が新車購入代を超える等、社会通念上、修理が妥当でないとき。
- ・修理代が、限度額120,000円をこえ、かつ契約者が120,000円をこえた額の費用負担を拒否したとき。

8. 告知方法

補償対象となるような事象が起きた場合は1週間以内に詳細状況をご契約いただいた販売店へCDJ補償申込書兼契約書と合わせてご説明いただき、弊社に連絡するようご依頼ください。

なお、契約者様が引越した為に契約販売店が遠くなった、契約販売店が既に無くなったなど、手続きが出来ない場合は弊社までご一報ください。最寄りのCDJ補償取扱店をご紹介致します。契約者が正当な事由で販売店に説明出来ない場合は委任状等契約者の意向を確認することのできる書面を添付の上代理人が代わって申請する事が出来ます。

9. 補修金額の確定

補修金額は必ず現車確認にて決定します。事前に画像等での判断はあくまで概算の目安であり、補修金額の確定とはなりません。また、不成立や対象外など補修を行わない場合における送料等の諸費用は契約者様の実費負担となります。補修金額が確定しましたら、担当の販売店へ案内致します。なお、作業確定時には免責料(超音波診断1,000円・税抜、カーボン補修2,000円・税抜)を別途ご請求致します。

10. 免責料の支払い

免責料につきましては契約者様から直接弊社(株式会社CDJホールディングス)の指定口座までお振込ください。なお、振込手数料は契約者様にてご負担ください。

11. 補償金額の残価

初回の依頼で補償金額の120,000円(税込)に満たなかった場合は残額として次回以降使用出来ます。ただし契約から1年以内、超音波診断は最大2回まで、カーボン補修は1回までとなります。

12. 補修金額の超過

補修金額が120,000円(税込)を超える場合、その超過分についてご負担いただければ補修作業致します。

13. 補償以外の作業

脱着や配送に関わる諸費用については契約者様のご負担となります。詳細については契約された販売店へご確認ください。

14. 補修期間

弊社の規定により、およその作業時間を作業前のご案内致します。ただし、お見積りに時に提示する予定作業期間はあくまで目安であり、多少前後する事があります。当初の完成予定を遅れた場合でもいかなる保障等は致しません。補修においては契約から1年目を過ぎた時点で契約は終了となりますが、作業完了となっていない場合は継続して作業を進め、作業完了を以って契約終了となります。

15. 補償の保証

通常補修と同じに補修完了から1年間保証致します。万が一補修した箇所が、通常使用中に同じ症状が現れたなど、再度補修が必要となった場合、補修完了から1年以内であれば無償で対応致します。ただし、補修以外に関わる費用等(脱着、輸送運賃、使用出来ない事により発生する費用等)については保証対象外となります。

16. 途中解約

契約後の途中解約は出来ません。該当車両の譲渡や消失等によって対象車両が無くなった場合など、契約を維持する事が出来ない場合は廃止手続き致します。ただし、補償契約金についてはいかなる場合も返金致しません。また、契約期間が1年なので、クーリングオフ対象外となります。

17. 契約内容の変更

住所、連絡先等の変更に関り、対応致します。契約した販売店を通して申請してください。

その他の契約内容について一切変更は出来ません。

18. 契約更新

補償契約は1年間とし、継続更新はありません。

19. CDJ補償について

CDJカーボンサイクル補償は保険商品ではありません。株式会社CDJホールディングスが運営、管理、実務等を行う独自の共済システムです。

20. 個人情報の取り扱いについて

*個人情報の保護方針

本契約に伴って有した個人情報については個人情報保護法、マイナンバー法およびその関連法令のもとに販売店および弊社にて共有、保管して適切に保護する責務があると認識して、取り扱いには十分に注意するよう努めます。

*個人情報の利用目的

弊社は次の場合に限った利用目的として個人情報を使用します。

- ・既存サービスの変更案内、追加案内等
- ・新規サービスの案内および勧誘等
- ・弊社の関連会社、提携会社の商品やサービスの案内等

*個人情報の第三者への提供

弊社は次の場合、第三者へ知り得た情報を提供する事があります。

- ・法令に基づく場合
- ・業務上、必要な範囲内で委託先への提供
- ・弊社の関連会社、提携会社共同利用する場合

21. お問い合わせ先

カーボン損傷や超音波診断、住所や連絡先の変更などは契約した販売店へお願いします。

株式会社CDJホールディングス

〒470-0128 愛知県日進市浅田平子1-370

電話 052-807-3336

FAX 052-806-5683

MAIL info@carbondryjapan.com